

「（仮称）宮古市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」骨子案

1 条例制定の背景・目的

- 自転車の利用に関しては、「道路交通法」の改正や「岩手県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により、自転車乗車時のヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入などが努力義務とされている。
- しかし、法改正や県条例制定後も自転車乗車時のヘルメット着用率は低迷しており、努力義務を課した事項について、取組を強化する必要性が高まっている。
- このような背景を踏まえ、市として、市やその他の実施主体の責務を明らかにすることにより、市の施策を強力に推進し、自転車利用者の交通安全意識を向上させ、もって、市民等の交通安全の確保と、自転車事故による被害者の保護を図るため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例の骨子案

項 目	内 容
(1) 目的	自転車の安全で適正な利用の促進に関し、市やその他の実施主体の責務を明らかにすることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の推進及び自転車利用者の交通安全意識の向上を図り、もって市民等の交通安全の確保及び自転車事故による被害者の保護に資することを目的とする
(2) 各実施主体の責務 ア 市	1 次に掲げる施策を実施する (1) 自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発 (2) 乗車用ヘルメットの着用の促進 (3) 自転車の定期的な点検、必要な整備及び盗難防止対策の促進 (4) 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 (5) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な施策 2 施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要な協力を求める
イ 市民等	自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める
ウ 自転車利用者	(1) 道路交通法その他道路の交通安全の確保に関する法令についての理解を深め、これを遵守する (2) 乗車用ヘルメットを着用するよう努める (3) 利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努める (4) 自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努める

項 目	内 容
エ 保護者	(1) 監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努める (2) 監護する未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める (3) 監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努める (4) 監護する未成年者の自転車利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努める
オ 学校の長	(1) 児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めるとともに、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める (2) 自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生に対し、自転車で通学するときは乗車用ヘルメットを着用させるよう努める (3) 自転車を利用して通学する児童、生徒若しくは学生又はその保護者に対し、通学に利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行わせるよう努めるとともに、盗難防止対策を講じさせるよう努める (4) 自転車を利用して通学する児童、生徒若しくは学生又はその保護者に対し、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加させるよう努める
カ 事業者	(1) 自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めるとともに、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める (2) 事業活動において従業者が自転車に乗車するときは、当該従業者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める (3) 管理する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努める (4) 管理する自転車について、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努める (5) 自転車を利用して通勤する従業者に対し、次に掲げる事項を実施させるよう努める ・ 自転車で通勤するときは乗車用ヘルメットを着用すること ・ 通勤に利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずること ・ 通勤の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加すること

項 目	内 容
キ 自転車小売業者	自転車を購入し、又は整備する者に対し、次に掲げる情報を提供するように努める (1) 乗車用ヘルメットの着用に関する情報 (2) 自転車の定期的な点検、必要な整備及び盗難防止対策に関する情報 (3) 自転車損害賠償責任保険等に関する情報 (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に関する情報
ク 自転車貸出業者	(1) 自転車を借り受ける者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全で適正な利用に関する情報を提供するように努める (2) 貸出しの用に供する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努める (3) 貸出しの用に供する自転車について、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努める

※用語の定義

用 語	定 義
(1) 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車
(2) 市民等	市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者
(3) 自転車利用者	市内で自転車を利用する市民等
(4) 保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの
(5) 学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校であって、市内に所在するもの
(6) 事業者	市内に事務所等を有する法人その他の団体又は個人
(7) 自転車小売業者	事業者のうち、自転車の小売を業とするもの
(8) 自転車貸出業者	事業者のうち、自転車の貸出しを業とするもの
(9) 盗難防止対策	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を受けること及び適切な施錠その他の自転車の盗難を防止するための措置
(10) 自転車損害賠償責任保険等	自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済